

5 教員研修計画【基本研修内容】の活用について

1 教員研修計画作成の趣旨

教育公務員特例法に基づき平成30年3月に策定した教員の計画的・効果的な資質向上のための「校長及び教員の資質の向上に関する指標」（以下「指標」という。）を踏まえ、初任者研修・2年目研修・3年目研修・教職経験者5年研修・中堅教諭等資質向上研修・ステージアップ研修（以下「基本研修」という。）を体系的かつ効果的に実施するために作成した。

具体的には、指標を踏まえながら、本県基本研修の全体像を明確にした。（横軸にキャリア・ライフステージ毎の基本研修を、縦軸に指標の視点を配置。）

なお、計画の作成に当たっては、次の点を考慮した。

- (1) 学習指導要領の改訂や複雑化・困難化する教育課題への対応のほか、社会的変化や学びの環境の変化を受け、令和の日本型学校教育を実現する「新たな教師の学びの姿」として、主体的に学び続けることや、教員の長時間勤務是正等の観点から、より効果的・効率的な研修の実施が求められていること。
- (2) 基本研修は、学校及び教育委員会等の関係機関（以下「教育関係機関」という。）が実施することから、全体として一貫し、整合性が図られた内容にする必要があること。

2 教員研修計画に基づく研修の実施

(1) 学校

ア 実施機関等の「所属校」欄にある研修内容を計画的に実施すること。

イ 年間研修時間・日数は、次のとおりであること。

職種	基本研修	初任者研修	2年目研修	3年目研修	中堅教諭等 資質向上研修
教諭		150時間程度※1,※2	10時間程度※2 (授業研修5・自己研修5)	10時間程度※2 (授業研修5・自己研修5)	15～20日間 (一般研修5・自己研修10～15)
養護教諭		88時間	5時間程度※2 (自己研修5)	5時間程度※2 (自己研修5)	5～10日間
栄養教諭		88時間	5時間程度※2 (自己研修5)	5時間程度※2 (自己研修5)	5～10日間

※1 教職大学院修了の初任者については、75時間程度。※2

※2 ○時間程度・・・○時間を下回ることなく○時間に近い時数を設定するという意味で「程度」としている。

(2) 教育関係機関

ア 実施機関等の「県教育委員会」「総合教育センター」「教育事務所」「市町村教育委員会」欄にある各項目を計画的に実施すること。

イ 年間研修時間・日数は、「令和7年度教職員研修の手引」等によること。

(3) 留意事項

ア 基本研修内容の各項目の実施時間は各実施機関で適切に設定すること。（同一時間内の研修において、複数の項目を設定することも可能。）

イ 基本研修内容の各項目は、学校を含む教育関係機関が最低限実施するものであり、提示していない研修内容を加えて実施することを妨げるものではないこと。

ウ 育成指標にある教員の資質等を向上させるには、基本研修のほか校内OJTや自己研修等により、教員自らが絶えず研究と修養に励むことが求められること。

3 教員研修計画の見直し

計画は、教員や学校を取り巻く様々な状況の変化に応じ、不断の見直しを図ることが重要である。そのため今後、必要に応じて改定していく。